

令和6年3月27日可決

同性婚や事実婚を認める新たな法制度の確立に向けた議論の促進を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	} 各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
法務大臣		

本市では、性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な社会の実現に向けて、「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始し、宣誓の対象者を子や親にまで拡大している。家族であると宣誓したことを公的に証明する「大阪市ファミリーシップ制度」を導入しているが、これには法的効力がない。

既に共に子どもを育てている同性カップルや事実婚状態のカップルも存在し、養育里親になるケースもある。しかし、同性カップルが法的に婚姻できない状態になっていることで、扶養控除をはじめとした税メリットを受けられない、相続ができない、子どもを養育する場合には子どもの「両親」として認められないなど、結果として子どもにも保護者にも重大な不利益が生じている。また、今年14日には札幌高裁で「同性婚を認めないのは違憲」として、憲法24条1項違反を認める初の高裁判決があった。

つまり、憲法14条「法の下での平等」、憲法24条「婚姻の自由」をすべての人に保障する体制を整えることが課題である。

G7主要先進国で同性婚や、結婚に準じた権利を認める制度がないのは日本だけである。

「渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査結果」によれば、国内では、2023年6月28日時点で日本の人口の70%を超える328自治体で同性パートナーを認める制度が導入されている。そうした中で、社会的な理解が急速に進んでおり、NHKの「憲法に関する意識調査（2023年）」では、「同性どうしの結婚について法的に認められるべきだと思う」との回答が43.8%となっている。政府も、「性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要」と呼びかけている。「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向け、当事者が抱える生きづらさや生活上の困難を謙虚に学び、議論していく必要があると考える。

この現代社会において、ダイバーシティの推進の観点からパートナーの形にとらわれず、子どもも含めすべての人に平等な社会を作るべきである。

既存の婚姻制度のもとで子どもが不利益を受けることがあってはならない。そのためにも様々な家庭の形が認められる必要がある。

また、既存の戸籍制度にとらわれることなく、同性婚や事実婚といった今の時代にあった家庭を実現していくためにも、税・福祉・健康・教育など様々な分野で新たな制度が必要である。

よって国におかれては、同性婚や事実婚を認める新たな法制度の確立に向け、議論を促進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。